

10か年実施計画（平成19～28年度）編成要領（案）

1 目的

10か年実施計画は、第四次新居浜市長期総合計画に掲げた目指す都市像～共に創ろう～「心と技と自然が調和した誇れる新居浜」を実現するために、6つのまちづくりの目標の具現化、42の施策の大綱の目的達成のために必要な基本的施策を体系的に示す基本計画を具体的に推進するために策定している。

第四次新居浜市長期総合計画は、昨年度、「選択と集中」をキーワードとして基本計画の見直しを行い、基本計画の統廃合、優先順位付けや重点項目の設定など、より実行可能な計画として後期戦略プランを策定した。平成18年度からの5年間は、この後期戦略プランに則ってまちづくりを進めるが、この10か年実施計画は、長期総合計画の進行管理を行うための基礎資料であり、まちづくりの確実な推進を担保していくためのものである。

10か年実施計画の編成にあたっては、このことを充分認識し、各まちづくりにおける優先順位に則った事業予算の配分をすること。

昨年度予算編成時に厳しいシーリングをかけた予算要望だったが、現在の10か年実施計画掲載事業すべてを実施するには、なお27億円余の財源不足が生じる結果となっており、今年度も引き続き、更に強い決意で「創造の10年へ！5%の行政経営改革」を進めていかなければならない。

平成19年度予算要求も、昨年度に引き続き予算要求システムにより要求することとする。予算要求システムは、行政評価システムと連動しており、予算要求する場合は、事務事業の目的、対象を確実に押さえ、活動及び成果指標の目標数値を明確に設定することにより、事務事業の進行管理を確実にを行い着実な事業推進を行っていくこと。

行政評価において、各指標による評価を行うことにより、より精度の高い目標設定が可能となり、事務事業の見直しを図ることができる。限られた財源を効率よく、効果的に投入することで、財政的に非常に厳しい中においても、現在進めている大型プロジェクトを継続実施できる体制を整えていく。

平成19年度の事業選択にあたっては、各部局において事業の優先順位を明確にすることにより、各部局責任執行体制のもと、目的意識を持った事業執行を行っていく。

2 策定方法

平成19年度から平成28年度の実施計画を策定する。

初年度から3年間（今回は平成19年度～21年度）については、事業内容、節ごとの金額及び積算基礎を記載した精度の高いものとする。

4年目以降（今回は平成22年度～28年度）については、事業内容がわかる程度の内容とする。内容に変更がない場合は、昨年度の入力をそのまま生かす。また、28年度については、企画部から示した金額を要望上限額として（金額は19年度から27年度の間最高額、最低額を除いた年度平均額）計画する。

3 要望内容

(1) 10か年実施計画の編成にあたり、基本として平成18年3月28日第19回庁議(平成17年度)において内示した金額(*)を上限として要望する。(28年度を含め、別添資料「平成19年度10か年実施計画要望内示額一覧」を参照)

要望内示額一覧は、H400 10か年 H19内に掲載。

なお、内示した年度ごとの部局の総額については、後年度以降に積み残して要望することはできるが、前倒しは認められない。ただし、企画財政会議、決裁等で前倒しが認められたものについては、この限りではない。

また、要望にあたっては、5月1日第2回庁議、10月2日第8回庁議の「創造の10年へ！5%の行政経営改革」において、各部局から示された計画を盛り込んだ内容とすること。

内示した金額(*)…補助金については、別途、部局を超えた補助金総額として予算編成を行うので、各部局枠配分には含まれていない。平成19年度分の補助金の予算要求入力については、補助金公募審査会事務の終了後に再度入力依頼を行う。

(2) 「創造の10年へ！5%の行政経営改革」の考え方は、経常経費及び施策経費の合計の歳出総額に対するものなので、10か年実施計画掲載事業以外の経常経費についても価値創造という視点に立って、引き続き、強力に行政経営改革に取り組むこと。

(3) 事業の見直しにあたっては、事業内容の見直し、精査、実施年度の変更、事業ボリュームを絞るという方法では限界があるため、事業自体の取捨選択を考慮すること。

(4) 昨年度予算要望において、予算査定に間に合わず、枠外要望を行った部局については、各部局の予算要求上限額枠から枠外要望額を差し引いての要望となる。

(5) 今年度予算要望においては、要望時には(1)にあるように、内示額を上限として要望いただくが、27億円余の財源不足を解消するために、査定において、経常経費、施策経費ともに95%を目標に査定する。よって予算要望内容の熟度の低いものは、ゼロ査定もあり得るので、要望にあたっては事業内容の熟度を高めることを旨とすること。

(6) 現下の厳しい財政事情については、昨年度来、再三示してきたとおりなので、予算要求にあたっては、各職員が充分認識、理解するよう、各部局課所において改めて周知徹底すること。

(7) 平成19年度に本市は市制70周年を迎える。市制70周年記念事業については、部局枠配分外の別枠して取り扱うので、別途通知する。

4 長期総合計画における成果測定

要望事務事業は、長期総合計画における成果測定の参考とするため、各事業における成果指標、活動指標は明確に設定すること。

5 各部局の編成方針

各部局において、平成19年度予算を編成するにあたって立てた予算編成方針を長期総合計画のまちづくりごとに区分し、作成すること。（4ページ表「平成19年度 各部局の方針」）なお、作成にあたっては、平成18年度の施政方針参照。

6 平成19年度予算要求の変更協議書（10か年実施計画書提出以後の変更）

10か年実施計画書提出以後、次の要素により要求内容に変更が生じた事業について、変更協議書の提出を認める。

（1）国・県の制度改正等によるもの

（2）10か年要望後、企画財政会議及び決裁で承認されたもの

なお、変更要求の時期については、別途スケジュールのとおり、11月中旬を目途とする。（通知は、別途行う。）

7 様式及び提出期限

（1）10か年実施計画書については、H400 10か年 H19内にある行政評価システム（予算要求システム）のアイコンを担当者のパソコンにコピーして使うこと。入力後、様式を1部打ち出して提出すること。添付資料は、H400 10か年 H19内のそれぞれの指定フォルダに保存すること。

入力方法については、H400 10か年 H19内にマニュアルを掲載するので、参考にすること。（入力ミスのないよう熟読すること。）

現在、行政評価システムの改修を行っているため、行政評価システムのコピー、入力は10月11日（水）以降にすること。（マニュアルも同様とする。）

（2）10か年実施計画書の紙ベースでの提出部数は1部とし、添付資料はA4サイズに統一すること。

（3）10か年実施計画書及び5の各部局の予算方針の提出期限は10月31日（火）（期限厳守）とする。

8 ヒアリング

（1）担当者事務ヒアリングは、3か年分を中心に、全体的な流れを把握するために、10か年分について聞き取りを行う。

（2）3 - （5）で記述したように要望内容については、事業内容を充分検討の上、要望の熟度を高めること。

（3）市長ヒアリングは、平成19年度計画（予算）の内容を対象とする。

9 内示

新計画は、平成18年度決算状況の見通しを確認後、庁議で決定後内示予定。ただし、平成19年度については、平成19年1月に予算内示する。

10 内示までのスケジュール（「平成19年度当初予算編成方針」参照）

平成19年度各部局の方針

まちづくり名	部局名() 方針

(注) 長期総合計画のまちづくりごとに記入してください。